

# 岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託に係る仕様書

## 1. 総則

本仕様書は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）が発注する「岸和田市貝塚市クリーンセンター運転管理の委託方針検討に伴う支援業務委託（以下「本業務」という。）」について、本業務を受託する者（以下「受注者」という。）が行う業務の範囲や必要な条件等を定めるものとする。

## 2. 業務目的

平成19年4月から稼働する岸和田市貝塚市クリーンセンター（以下「本施設」という。）は、岸和田市貝塚市クリーンセンター長寿命化総合計画（令和6年3月改定）に基づき延命化により令和38年度までの長期操業を計画しており、平成31年度から令和5年度に行った第一次基幹的設備改良工事による機能回復及び運転時の環境負荷の低減(CO2削減)を実現した。

それら長寿命化の観点も踏まえて、本施設における5カ年毎の長期運転管理委託の今期運転管理委託事業終了に先立ち、当該委託業務の総括を行うとともに他都市の事例調査等を踏まえ運転管理委託の最適な委託方針を検討し、その成果を報告書としてまとめることを業務の目的とする。

## 3. 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

## 4. 上限額

委託料の上限は、5,214,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 5. 業務内容

### (1) 今期運転管理委託の総括

令和4年度から令和7年度上期までの実績を取りまとめ、問題点、改善点の課題等の必要な事項を抽出する。中立・客観的な視点で評価を行うこと。

### (2) 他都市の事例等のまとめ

長期運転管理を実施中、実施終了した他都市の委託範囲・委託期間等、実際の資料を収集し、整理・分析を行うこと。

### (3) 比較検討

上記(1)、(2)で整理・分析した課題等や長期的観点を加味した上で本施設に最適な委託方針を提案すること。

### (4) 次期運転管理委託募集書類の評価

組合が作成した募集書類について、「(仮称)岸和田市貝塚市クリーンセンター運転委託実施委員会（以下「実施委員会」という。）」及び打合せを開催し、評価する。その中で最新の関係法令・基準等に適合・準拠していることの確認・助言を行うこと。(実施委員会及び打合せは各2回開催する予定である。)

## 6. 業務手順

(1) 受注者は、契約日から7日以内に作業内容を記載した業務工程表を作成し、組合に提示したうえで承認を受けるとともに、各工程の項目ごとに進捗状況を逐次正しく報告す

る。

- (2) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、組合と受注者両者の協議により決定する。
- (3) 受注者は、組合の監督職員と十分協議のうえ業務を遂行しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり逐次組合に必要な事項を報告しなければならない。

#### 7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料は原則として組合ホームページなどにより受注者が収集するものとするが、組合が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料は貸与する。

貸与を受けた資料については、受注者はそのリストを作成して組合に提出したうえで、破損、紛失、盗難等の事故がないよう適切に管理するものとし、本業務完了とともに速やかに返却しなければならない。

#### 8. 再作業

本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、組合の監督職員の指示に従い速やかにこれを訂正、補足その他の処理を行わなければならない。

#### 9. 提出書類

受注者は契約締結後と業務完了時に、次の関係書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 契約締結時（契約日より7日以内）
  - ① 着手届
  - ② 主任技術者及び業務代理人届（経歴書添付）
  - ③ 業務工程表
- (2) 業務完了時
  - ① 成果品
  - ② 委託業務完了届及び請求書

#### 10. 成果品

- (1) 成果品
  - ① 報告書 3部（正本1部、副本2部）
  - ② その他、本業務に要した資料 1式
  - ③ 電子データ（エクセル、ワード及びPDF） 1式

#### (2) 成果品の審査及び引渡し

受注者は、本業務完了時に組合の審査を受けなければならない。業務の審査に合格後、前号の成果品を納品する。業務に係る成果品の納品をもって本業務の完了とする。

#### (3) 成果品の帰属

本業務委託契約に基づいて作成された成果品はすべて組合に帰属するものとし、組合の許可なく他に公表、貸与または使用等してはならない。

#### 11. 委託料の支払い

業務完了後に、業務に係る金額として請求に基づき支払うものとする。

#### 12. 関係法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法令を遵守する。

### 13. 守秘義務

受注者は当該事業を進めるにあたって知り得た事項について、組合が公表する事項は公表前に、それ以外の事項は一切の事項を他に漏らしてはならない。